

山口市阿東地区防災行政無線局送信施設（固定系）管理運用要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、山口市防災行政無線局（固定系）運用細則（以下、「運用細則」という。）第12条の規定に基づき、山口市阿東地区防災行政無線（以下「無線」という。）の管理運用について必要な事項を定める。

（設置場所）

第2条 無線は、電波法（昭和25年法律第131号）の定めるところにより、次のとおり設置する。

（1） 名称 「ぼうさいあとう」及び「こうほうあとう」

（2） 送信施設の設置場所

ア 親局 山口市阿東徳佐中3417番地2
山口市阿東総合支所

イ 中継局 山口市阿東嘉年下字万丈清水1883番地1

ウ 遠隔制御局 山口市阿東徳佐中第3497番地2
山口中央農業協同組合阿東支所

（維持管理及び費用負担）

第3条 前条第2号に規定するア及びイについては山口市が、同条第2号に規定するウについては山口中央農業協同組合が管理し、維持に要する費用を負担するものとする。

（通信事項）

第4条 通信を行う事項は、運用細則第4条に定めるもののほか、農林業情報に関する事項とする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、無線に関し必要な事項は、無線取扱責任者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年1月16日から施行する。